

茨城産業再生特区指定状況(鉾田市)

東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号。以下「法」という。)第37条第1項及び第38条第1項の規定に基づき指定を行ったので、東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第69号)第13条第11項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年3月29日現在

No	指定事業者の名称	所在地又は住所 (事業の実施場所)	課税の特例の 根拠規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の内容
1	オハヨー乳業株式会社 代表取締役 野津 基弘	岡山県岡山市中区神下565 (大蔵工業団地地区復興産業集積区域)	法第37条第1項	H24.7.3	H24.7.3から R5.7.2まで	食料品製造業 (食品関連産業)
			法第38条第1項	R3.3.29	R3.3.29から R9.3.28まで	